

チケット販売業務要領

この要領は、舞鶴市総合文化会館（以下「会館」という。）における貸館事業にかかるチケット販売業務について、その詳細、具体的な手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

第1条 目的

貸館事業についてのチケット販売を、会館において実施することにより、主催者及び来場者相互の利便性向上、会館の利用率向上、本市の文化活動全体の向上を図ろうとするもの。

第2条 委託料

委託料は次の基準によるものとする。

- (1) 公演等ごとの入場券又は会員券の会館窓口販売による売上金員の10%相当額

第3条 販売対象

次のいずれかに該当すると認められる公演等は、販売対象とならない。

- (1) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 特定の思想又は政治的若しくは宗教的な主義主張に関わる公演等で、市の中立性を損なうおそれがあるもの
- (3) 主催者が反社会的勢力であるもの
- (4) その他市が不相当と認めるもの

第4条 売上金員

売上金員の支払いについて以下のとおりとする。

- (1) 市は公演等ごとに券の販売が終了した場合は、売上金員と残券を整理して主催者が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 残券については整理したものを公演当日に主催者が引き取るものとする。

第5条 公演等の中止

天災事変その他いかなる理由においても、公演等が中止となった場合の売上金員及び委託料についての取扱いは次のとおりとする。

- (1) 販売中止日までの売上金員と残券を整理して、主催者が指定する口座に振り込むものとする。なお、委託料については第2条のとおりとする。
- (2) チケット購入者への返金は主催者の判断とし、返金に係る事務は主催者により行われるものとする。